

居宅介護支援事業所あざみ運営規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人あざみ会が運営する居宅介護支援事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態の高齢者に対し、適切な居宅介護支援事業を提供することを目的としています。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の状況、置かれている環境等を的確に把握し、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して、居宅サービス計画を作成し、その計画に基づく介護サービスが適正かつ円滑に提供されるようその進行を管理します。

事業の実施にあたって、介護支援専門員は関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り利用者が良質なサービスを総合的に受けられるよう支援します。その際、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される指定居宅サービスが特定の種類また特定の指定居宅サービス事業者に偏することのないよう、公正中立に行います。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとします。

- 一 名称 居宅介護支援事業所あざみ
- 二 所在地 宇都宮市川俣町6 1 番地3

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとします。

- 一 管理者 1名（デイサービスセンターあざみ管理者と兼務）
職員の管理及び業務の管理を一元的に行うと共に、自らも居宅介護支援事業の提供にあたるものとします。
- 二 介護支援専門員 2名以上（内1名は管理者兼務）
居宅サービス計画の作成、及びその計画の適正かつ円滑な進行を管理し、必要な事務を行います。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとします。

- 一 営業日 月曜日～土曜日（12月29日～1月3日を除く）
- 二 営業時間 午前8時30分～午後5時（24時間FAXにて対応可）

(居宅介護支援の提供方法及び内容)

第6条 居宅介護支援の提供方法及び内容は次の通りとし、要介護の認定を受けた利用者の依頼を受けて居宅介護支援を提供するものとします。

- 一 居宅介護支援の開始時に利用者またはその家族に対し重要事項等の説明を行い、理解、同意を得ます。
- 二 利用者またはその家族の希望を基礎にサービスの内容、利用料等の情報提供をし、居宅サービス計画を作成します。
- 三 居宅サービス計画に基づきサービス提供事業者やその他との連絡調整を行います。
- 四 居宅サービス計画の進行管理、サービス提供者に対する苦情の対応を行います。

(通常の事業の実施区域)

第7条 通常の事業の実施地域は宇都宮市とします。

(利用料及びその他の費用)

第8条 居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものです。(居宅サービス計画の作成、サービス事業者との連絡調整等基本的には自己負担はありません。)

但し、実施地域を越えて行った場合、居宅介護支援に要した経費は、その実費を徴収することになります。自動車を利用した場合の交通費は、次の額を徴収します。

- ・実施地域を越えた地点から、片道10km未満 500円
- ・実施地域を越えた地点から、片道10km以上 1000円

(苦情申し立ての制度)

第9条 利用者からの相談、苦情に対する常設の窓口として、相談担当者を置いています。また、担当者が不在の時は、基本的に誰でも対応できるようにし、担当者に必ず引き継ぎます。

(担当者) 松本修治 田村洋介
(電話番号) 028-663-7500
(FAX番号) 028-663-7503

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 一 事業所は虐待防止のための指針を立て委員会を設置
- 二 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- 三 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- 四 その他虐待防止のために必要な措置

- ① 組織内の体制 責任者は 松本修治 とする。
- ② 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他の重要事項)

第11条

- 一 事業所は、従業者の資質の向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし又業務体制を整備します。
採用時研修 採用後1ヶ月以内
継続研修 年2回
- 二 事業所は、介護支援専門員等の研修の機会を設け、資質向上を図ります。
- 三 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を他の第三者へ漏洩してはならないものとします。
- 四 事業所は従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約に含めます。
- 五 この規程に定める事項の他、運営にかかわる重要事項は、あざみ会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。
- 六 利用者の希望、必要に応じて介護保険施設への紹介、その他の便宜の提供をします。
- 七 介護支援専門員は身分証明書を携帯し、必要に応じて掲示します。
- 八 介護支援専門員は、利用者宅を訪問していた際に、病状の急変やその他緊急事態が生じた時は、速やかに対応します。

附則

この規程は平成15年7月1日から施行する。

附則

この規程は平成20年9月4日から施行する。

附則

この規程は平成24年7月1日から施行する。

附則

この規程は平成27年6月1日から施行する。

附則

この規程は令和3年4月1日から施行する。

附則

この規程は令和7年1月21日から施行する。